

## 平成30年度久野霊園合葬式墓地調査・基本設計業務仕様書（案）

### 1 業務名

平成30年度久野霊園合葬式墓地調査・基本設計業務

### 2 履行期間

契約締結の日から180日間

### 3 目的

本業務は、核家族化や少子化による世帯人数の減少等に伴い、久野霊園（都市公園）においても承継者のいない墓地が増加していることや、久野霊園利用者の約4割の方が、後継者を必要としない合葬式墓地の建設を望んでいることに対応するため、骨壺の状態で多くの焼骨を一定期間安置し、その後、焼骨を袋等に入れて共同で埋蔵する合葬式墓地を整備することを目的とする。

### 4 計画施設の概要

- (1) 施設名称 合葬式墓地
- (2) 候補地 小田原市久野4859番地内（別紙のとおり）
- (3) 施設用途 合葬式墓地（倉庫）
- (4) 工事種別 新築（棟別増築）

### 5 敷地の条件

- (1) 敷地面積 133,879.00㎡
- (2) 用途地域 市街化調整区域
- (3) 容積率等 建蔽率 50% 容積率 100%
- (4) 防火・準防火 指定なし
- (5) 都市計画法 都市施設（墓園）
- (6) 整備費 未定

### 6 業務内容等

本業務の内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 計画準備

本業務の背景・目的を正確に把握するとともに、業務を円滑に進めるための工程計画等を整理した具体的な業務計画を作成する。検討項目等の詳細は監督員と調整すること。

(2) 現況調査

- ①久野霊園全体の利用導線、施設の状況と候補地の規模、地形、地質等の確認
- ②管理者、関係者へのヒアリング、交通、景観等周辺への影響等の確認
- ③その他発注者と協議の上必要と決定されたもの

(3) 測量調査

候補地及びその周辺の関連施設範囲について、基準点測量、地形測量、縦横断測量を行い、設計に必要な各種図面や、計算書等のデータを作成し、報告書として取りまとめる。

(4) 地質調査

候補地において、合葬式墓地を整備する条件を確認するために必要な地質調査を行い、結果を報告書として取りまとめる。

(5) 基本設計

「小田原市久野霊園の墓地の管理運営方針」（平成29年11月作成）や先進事例等を参考に、合葬式墓地の整備形態、管理に関する検討を行い、候補地における合葬式墓地の整備に係る基本設計を作成する。

- ①環境条件、維持管理手法などの確認（景観、利用・運営方法の明確化）
- ②施設の構成、配置、規模、形態、意匠などの検討  
（上記でいう施設とは、参拝スペース、献花台、献香台、骨壺安置場所、合同埋蔵場所、土留め、植栽、駐車場、サイン、既存道路からのアプローチ等をさす）
- ③基本設計図書の作成（案内図、配置図、各階平面図、立面図（2面以上）、断面図（2面以上）、電気設備、機械設備など）
- ④概算工事費の算出
- ⑤イメージ図（外観、内観各1面以上）の作成（パース、スケッチ、CG等のいずれかの印刷物及びデータ）
- ⑥運営・管理計画の作成（焼骨の取扱方法、管理運営方法、維持管理費用の算出）

(6) 条件整理

関係法令（都市計画法、建築基準法、墓地・埋葬等に関する法律等）の制限、手続き等に関して、各所管窓口で事前の相談及び調整。

## 7 成果品

(1) 本業務の成果品は、平成30年度久野霊園合葬式墓地調査・基本設計業務報告書として取りまとめ、A4判のファイルで2部提出する。

- ①設計書 1部
- ②測量調査結果報告書（各種図面、座標値、計算書、写真等） 1部

- ③地質調査結果報告書（ボーリング、標準貫入試験等） 1部
- ④概算費用見積書 1部
- ⑤上記データ及び根拠資料等のデータ（CD-R等） 1枚
- ⑥その他発注者が必要と判断し協議の上決定したもの 1式

(2) 本業務により作成した成果品の著作権は、本市に帰属するものとし、受託者は、本市が許可した場合を除き成果品を使用してはならない。

## 8 業務実施条件

- (1) 受託者は、該当業務に関係する法令（都市公園法、小田原市都市公園条例、都市計画法、建築基準法、墓地・埋葬等に関する法律、労働基準関係法令、小田原市契約規則等）について順守すること。
- (2) 各省発行の「基準及び規格値」及び神奈川県発行の「測量・調査・設計業務共通仕様書」等に準拠すること。
- (3) 受託者は、契約後、業務着手前に業務計画書を提出し着手すること。
- (4) 受託者は、業務内容に疑義を生じた場合には、速やかにみどり公園課と協議し、その指示を受けること。
- (5) 受託者はその責めに帰すべき理由により、墓地の施設及び器物（墓石・境界石・ブロック塀等個人の所有のものを含む）を滅失・き損したとき又は、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負う。
- (6) 作業後の廃棄物等の処理については、受託者の責任において適正に処分すること。
- (7) 業務委託完成時には、必ず社内検査を実施するとともに、みどり公園課の完成確認・完成検査受験に対し、速やかに関係書類を作成し提出すること。
- (8) 事故等が発生した場合は、直ちに本市へ報告し、本市の指示を受けること。

(添付資料)

- ・小田原市久野霊園の墓地の管理運営方針（平成29年11月作成）